

1 計画改定の理由

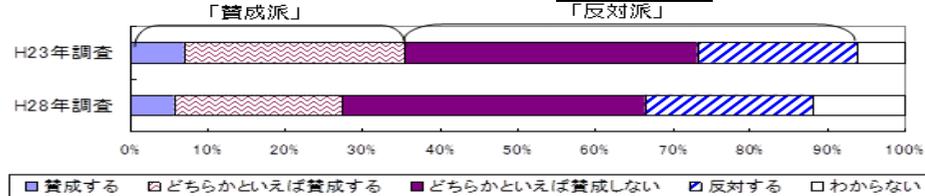
●計画改定の理由

「くれ男女共同参画基本計画(第3次)」は、平成25年度から平成34年度までの10年間にわたる計画であり、中間年度に当たる平成29年度に、前半5年間の施策の進捗状況を検証し、その検証結果及び社会情勢の変化等を踏まえ、後半5年間においてより効果的な施策を展開するために、計画の一部見直しを行うものです。

2 平成28年度 男女共同参画推進に関する市民アンケート調査結果(抜粋)

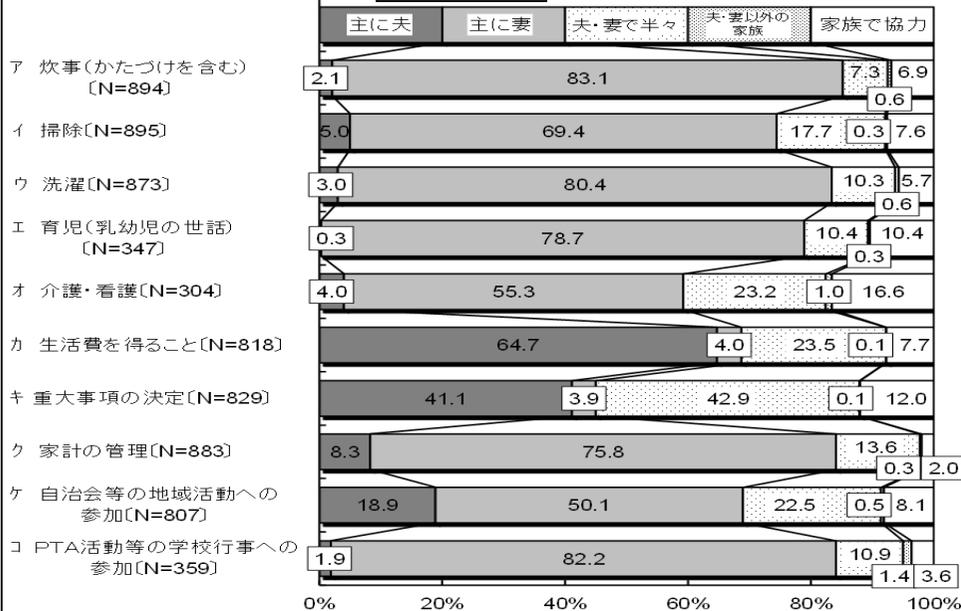
●「男は仕事、女は家庭」という考え方

グラフ1



●家庭の役割分担について

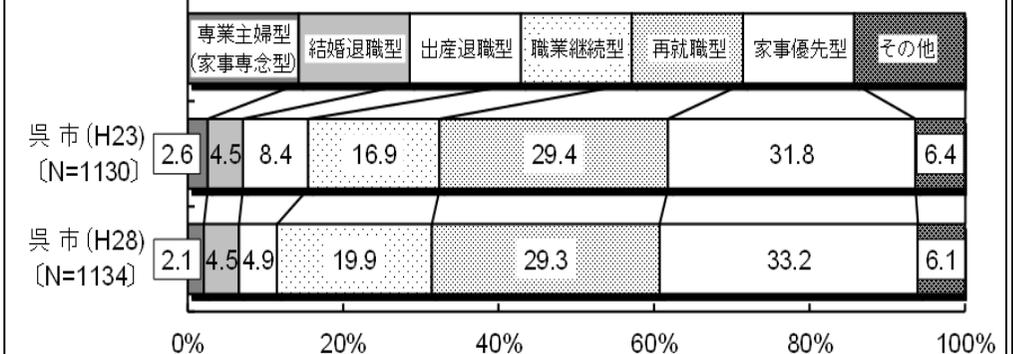
グラフ2



●職場における男女共同参画

グラフ3

一般的に女性が職業をもつことについて



●「社会全体」で男女の地位の平等感

グラフ4

第3次基本計画「中間の目安」男性35% 女性20%



	調査内容	調査結果
グラフ1	性別による役割分担の意識	平成23年度調査と比較すると、性別によって分担する役割を固定する意識は改善しています。
グラフ2	家庭による役割分担	家庭での役割分担を見ると、家事・育児等の大部分を「主に妻」が担っているなど、意識の改善に実態が伴っていません。
	重大事項の決定権や生活費を得る	重大事項の決定権や生活費を得ることについては「主に妻」の割合が極端に低く、性別による役割分担が根強く残っています。
グラフ3	一般的に女性が職業をもつこと	平成23年度調査と顕著な変化はないが「出産退職型」が3.5ポイント減少、「職業継続型」が3.0ポイント増加しました。最も多いのは「家事優先型」の33.2%です。
グラフ4	社会全体での男女の地位の平等感	男性が23.1%、女性が10.9%で、その差は12.2ポイントあり、計画の中間の目安としていた「男性35%、女性20%」の目標値にはいずれも到達していません。

3 くれ男女共同参画基本計画(第3次)改定版(案)の重点項目

四つの重点項目

1 男性にとっての男性共同参画の促進

- 男性の活躍の場を職場のみでなく、家庭や地域へ拡大し、家事や育児、地域活動への参画を促進

2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

- 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の意義が市民や事業者に浸透するよう、広報・啓発を推進
- 男女がともに子育てや介護等に主体的に関われるよう支援し、仕事と家庭、地域での生活の両立を促進
- 定年等により退職した男女が、経験を生かし、地域活動など様々な活動に参画し、生きがいのある生活を送れる環境づくり

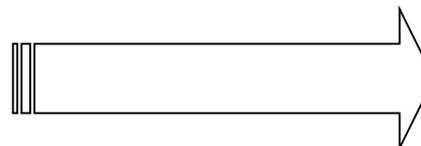
3 ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止対策の推進

- 重大な人権侵害であることを市民共有の認識とし、DV防止に向け啓発活動を推進
- DVの発生を未然に防げるよう、若年層の間で問題になっている交際相手からの暴力(デートDV)の防止に向け、お互いに相手を尊重し、対等な人間関係を構築できるよう、教育・啓発活動を実施

4 女性の活躍の推進【新規】

- 女性の個性や能力が十分発揮できるよう、家庭、地域、職場などに対し継続的な啓発や情報提供を実施
- 働く場における女性の活躍について、その必要性、重要性についての理解の促進
- 男性中心型労働慣行等の変革を通じ、働きやすい職場環境づくりを推進

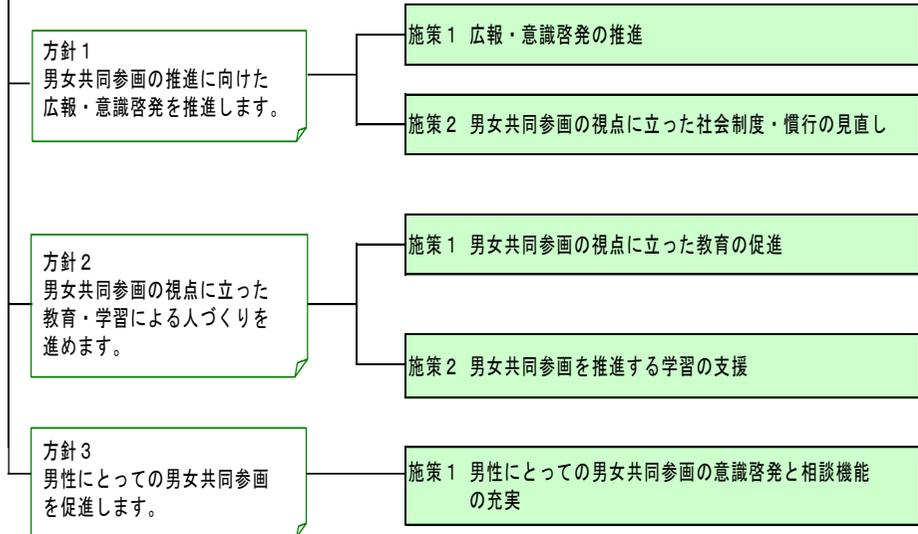
◆目標値達成に向けて、各施策を総合的に実施するとともに、その成果が相互に関連し、相乗効果を上げるよう取り組む。



☆平成27年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」といいます。)」第6条第2項に基づき「市町村推進計画」の策定が努力義務化されました。

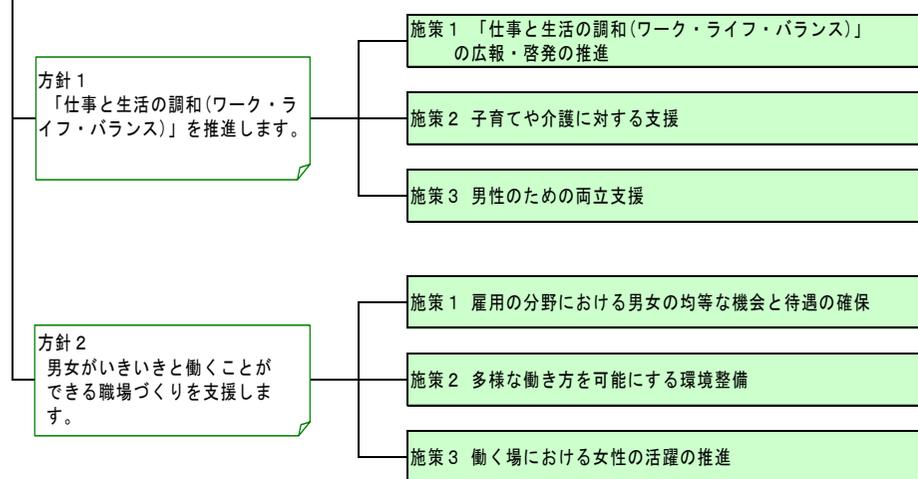
4 くれ男女共同参画基本計画(第3次)改定版(案)の施策体系

目標Ⅰ 男女がともに、男女共同参画についての意識づくりの推進



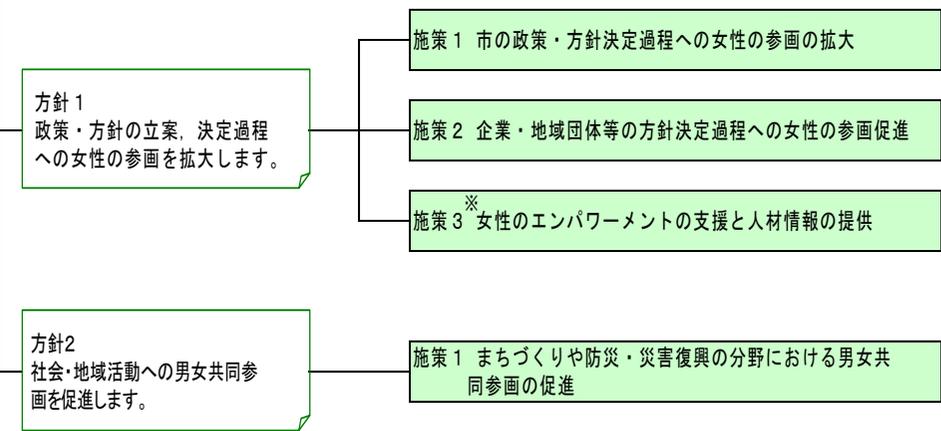
目標Ⅲ 男女がともに、仕事と生活をバランスよく送れる環境づくり

(女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画)

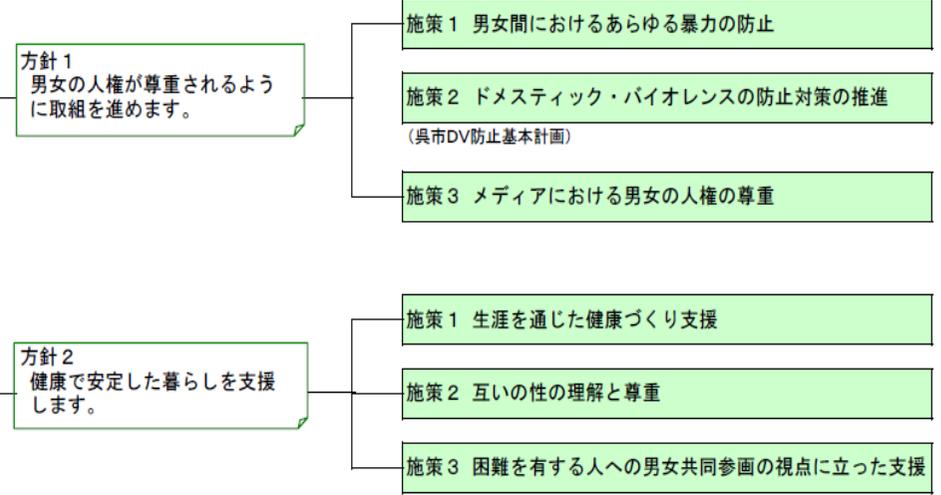


目標Ⅱ 男女がともに、社会活動や意思決定過程における男女共同参画の推進

(女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画)



目標Ⅳ 男女がともに人権を尊重し、安心して暮らせる環境づくり



くれ男女共同参画基本計画(第3次)改定版(案)に対する市民からの意見募集について

1 意見募集をする案件名

くれ男女共同参画基本計画(第3次)改定版(案)

2 意見募集期間等

(1)公表期間 平成29年9月20日(水)から

(2)募集期間 平成29年9月20日(水)から10月19日(木)まで

3 計画案の周知方法

(1)呉市ホームページへの掲載

(2)呉市役所1階人権センター窓口、本庁舎1階ロビー及び各市民センター(支所)窓口における配布

4 意見書の提出

意見書に必要な事項(意見内容並びに住所、氏名及び電話番号)を記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メール、電子申請又は持参(人権センター又は各市民センター(支所)の窓口)により提出

5 意見の公表場所

呉市ホームページ、呉市役所1階人権センター窓口、本庁舎1階ロビー、各市民センター(支所)窓口など

6 今後のスケジュール

9月中旬	呉市ホームページ及び市政だより10月号で意見募集の告知
9月20日	意見募集の開始
10月19日	意見募集の締切
10月下旬	意見の取りまとめ
12月中旬	男女共同参画審議会
2月上旬	民生委員会への意見募集結果及び最終計画案の報告
3月中旬	計画及び意見募集結果の公表